

くらし は共済期間内に、 契約者の名義を変更できます。

補償の対象とするお住まいや家財を引き継ぐご家族がいらっしゃる場合、「くらし」（生活総合共済）の共済期間途中でご契約者様の名義を変更することができます。*

なお共済期間や共済掛金の額など、契約内容をご家族などによくご確認・ご相談のうえ、お申込みください。

*ご契約者様の名義を変更する場合は、組合の承諾が必要です。



現在、加入をご検討されているお客様、または既にご加入のお客様



補償対象のお住まいや家財を引き継ぐご家族の方

【災害時に備え、日頃から家族で話し合きましょう】

◆非常持ち出し袋を用意しておきましょう

地震が起きたら、水道、ガス、電気などが使えなくなるかもしれません。3日間を自力で乗り越えることを想定し、懐中電灯、食料品、ラップ、ビニール袋、小型ラジオ、トイレ用ペーパー、電池、ウェットティッシュ、手袋・軍手、小銭などを非常持ち出し袋に常備しておきましょう。また、食料品や医薬品などは使用期限を定期的に点検することをお忘れなく。家族共通で使うものは分担して持ち、各自で使うものは自分で持つのが基本です。

◆家の中・周囲の安全チェックをしましょう

出入り口は？ …迅速に避難するために日頃から玄関に不要なモノを置かないようにしておきましょう。
避難場所は？ …近くの避難場所（学校、公民館等）を確認し、避難経路の安全も確かめておきましょう。

◆いざというときの連絡に「災害用伝言サービス」を利用しましょう

●災害用伝言ダイヤル171

一般電話、公衆電話、携帯電話、PHSなどで利用できます。ガイダンスに従って以下のように操作します。

◆メッセージを録音するとき

171 → 1 → 自分の家の電話番号
(一般電話の番号・市外局番から)

◆メッセージを再生する(聞く)とき

171 → 2 → 自分の家の電話番号
(一般電話の番号・市外局番から)

●インターネットを利用した災害用伝言板サービス

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、大規模災害発生時に開設されます。被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。スマートフォンからの接続は各携帯電話会社にご確認ください。



生活総合共済

くらし

住宅物件

一般物件

2020年4月改訂



くらしは
貯蓄をしながら建物や家財などを
火災や自然災害から守る
あんしん生活総合共済です

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約の検討にあたり、このパンフレットに掲載しております「契約概要」を必ずお読みください。また、ご契約の際は、共済金をお支払いできない場合など、ご契約にあたっての重要な事柄が記載されております「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・共済約款」を必ずお読みください。

お問い合わせはお近くの組合へ

火災や自然災害などによる、住宅物件
補償するほか、満期時には満期共済金

やそこに収容される家財等の損害を
をお支払いします。

「くらし」住宅物件が補償する対象

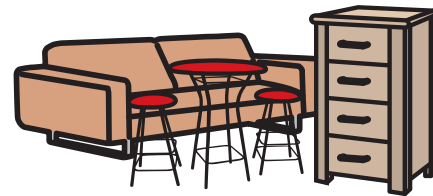
住宅物件とは、専ら居住を目的としている建物と
その建物に収容されている家財等をいいます。

下の図の①～④について、単独でも一括でもご契約いただけます。

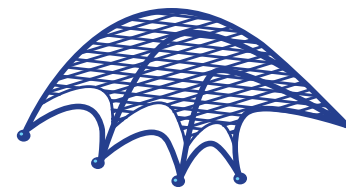
1

住宅物件に該当する
専用住宅・併用住宅[※](住宅用建物)

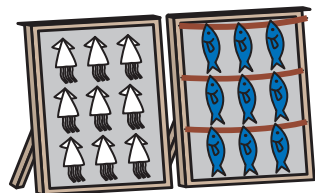
2 ①に収容される
家財一式



3 ①に収容される
自家用漁業資材一式



4 ①に収容される
漁家自家生産物一式



自家用漁業資材
漁業者が自ら漁業を営む上で使用する漁具類で、他人に販売、賃貸するものではなく、所有者個人が自家のために使用するものです。また、機械等の共済の目的として区分できるものは含みません。

漁家自家生産物
漁業者が自ら漁獲した魚介類などを商品として出荷するまでの間、保管してあるものをいいます。

※併用住宅
併用住宅とは、一部が居住のために使用される建物をいいます。住宅物件に該当する併用住宅とは、4室以内の母屋民宿や一定の条件を満たす住宅兼車庫等をいいます。これら以外は、一般物件としてご契約いただくことができます。

満期 のとき

満期共済金

満期時には満期共済金(+満期時割戻金[※])をお支払いします。

[※]割戻金は今後の経済情勢によりお支払いできない場合があります。



自然災害 による損害のとき

風災・ひょう災・雪災
(火災共済金)

風災・ひょう災または雪災による3万円以上の損害。



水害
(水害共済金)

高潮・台風・豪雨等による洪水、土砂崩れ等による損害。



地震・噴火・津波
(地震共済金)

地震・噴火・津波等によって生じた火災・損壊・埋没・流失による損害。



火災・落雷・水ぬれ などによる損害のとき

火災
(火災共済金)



落雷
(火災共済金)



破裂・爆発
(火災共済金)



物体の落下・飛来・衝突・倒壊
(火災共済金)



車両の飛び込み、飛行機の墜落等による損害。

水ぬれ
(火災共済金)



給排水設備の事故、他人の戸室で生じた事故による損害。

騒じょう等の暴力・破壊
(火災共済金)



盗難による盗取、き損または汚損
(火災共済金)



通貨等の盗難[※]
(通貨等盗難共済金)



生活用の通貨、または生活用の預貯金証書の盗難による損害。

持ち出し家財[※]
(持ち出家財共済金)



旅行などで一時的に国内の他の建物に持ち出した家財に火災等および風災、ひょう災、雪災によって生じた損害。

[※]通貨等盗難共済金、持ち出家財共済金については家財一式をご契約された場合。

災害後 の費用について



臨時費用共済金

火災等および風災・ひょう災・雪災による損害のために臨時に要する費用についてお支払いします。



残存物取片付け費用共済金

火災等および風災・ひょう災・雪災で生じた損害の残存物を取り除くために実際に要した費用についてお支払いします。

失火見舞費用共済金



火災、破裂・爆発によって、他人の所有物を滅失・き損・汚損させたときの見舞金等の費用についてお支払いします。

損害防止費用



火災等および風災・ひょう災・雪災による損害防止または軽減のために要した費用についてお支払いします。

見舞金



地震・噴火・津波によって、共済価額の20%以上の損害を受けたとき、[※]被害地の状況を勘案の上、見舞金をお支払いすることがあります。

[※]地震共済金が支払われる場合は除きます。